

令和4年度 公文書開示状況（2月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4. 12. 15	R4. 12. 27	兼業申請・許可状況一覧（令和3年度）	2		1													勤務時間外の兼業に係る氏名及び職務名（所属）については、東京都情報公開条例第7条第2号に該当し、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	港湾局 総務部 総務課
2	R5. 1. 25	R5. 2. 8	施工体系図 ・令和3年度10号地ふ頭6号上屋外壁補修工事 ・令和3年度辰巳ふ頭内質雑貨上屋外装改修工事 ・令和3年度大井青果上屋（第1号）附属荷役連絡所外装改修工事 ・令和4年度芝浦ふ頭オイルフェンス格納庫内外装改修工事	6		1													「施工体系図」には、現場代理人等の氏名が記載されており、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であることから、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため一部を非開示とする。	港湾局 東京港管理事務所 施設補修課
3	R5. 1. 25	R5. 2. 8	施工体系図 ・令和4年度青海サービスセンター外装改修工事	1	1															港湾局 東京港管理事務所 施設補修課
4	R5. 2. 8	R5. 2. 10	平成27年度海の森水上競技場整備工事 上記工事に係る以下の文書 設計書 図面 特記仕様書	2943	1															港湾局 港湾整備部 建設調整課